

川場村国民健康保険加入のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症に感染した方に対する傷病手当金の支給について
健康福祉課 健康保険係 (内線132)

川場村では、国民健康保険加入者が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができず、給与等を得ることができない期間について、傷病手当を支給します。

【対象者】

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額】

(直近の3ヶ月の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3) × 支給対象となる日数

【適用期間】

令和2年1月1日～12月31日 の間で療養のため労務に服することができない期間 (ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

※申請方法や詳細については健康福祉課健康保険係へお問い合わせください。